

平成26年度版

**EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士
受入れパンフレット**

目次

このパンフレットに繰り返し出てくる用語	…	1
外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ	…	3
I. 経済連携協定等に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れ枠組みの概要	…	5
II. 看護師コースの受入れ機関・候補者の要件等	…	8
III. 介護福祉士コースの受入れ機関・候補者の要件等	…	10
IV. 就労希望者の採用選考	…	14
V. 雇用契約	…	17
VI. 訪日前・後日本語研修等の各種研修	…	18
VII. 査証の発給・在留資格、在留管理・雇用管理	…	22
VIII. 受入れ機関による手数料等のお支払い	…	25
IX. 受入れの流れ、受入れ機関（施設）において行う事柄等	…	27
X. 本受入れ枠組みにおける JICWELS の主な業務	…	31
～ 平成 25 年度における支援（厚生労働省・JICWELS）～	…	33
～ 介護福祉士候補者受入れ機関の施設要件 ～	…	35

このパンフレットに繰り返し出てくる用語

このパンフレットでは用語を次のとおり使用しています。

≫ 「経済連携協定（EPA）」

物流のみならず、人の移動、知的財産権の保護、投資、競争政策など様々な協力や幅広い分野での連携で、両国または地域間での親密な関係強化を目指す条約を指します。

≫ 「交換公文」

平成24年4月18日に日本政府及びベトナム政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡を指します。この交換公文は、日・ベトナム経済連携協定の規定に基づく両国政府間の協議の結果を踏まえ、ベトナムから日本への看護師・介護福祉士候補者の受入れに関する基本的な枠組みなどについて定めています。

≫ 「国際厚生事業団（JICWELS：ジクウェルズ）」

EPAに基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者、交換公文に基づくベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受入れあっせんを行っている日本側の受入れ調整機関を指します。

≫ 「看護師・介護福祉士候補者」又は「候補者」

EPA 又は交換公文に基づき、JICWELS が紹介した受入れ機関と締結した雇用契約に明示された受入れ施設において、研修責任者の監督の下で日本の看護師・介護福祉士資格を取得することを目的とした研修を受けながら就労するインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人をいいます。なお、「看護師・介護福祉士候補者」又は「候補者」は、資格取得者前の者として、就労希望者、採用予定者を含めて、広義の意味で使用場合があります。

≫ 「EPA 看護師」

EPA に基づき日本の看護師国家資格を取得したインドネシア人及びフィリピン人、交換公文に基づき日本の看護師国家試験を取得したベトナム人をいいます。

≫ 「EPA 介護福祉士」

EPA に基づき日本の介護福祉士国家資格を取得したインドネシア人及びフィリピン人、交換公文に基づき日本の介護福祉士国家資格を取得したベトナム人をいいます。

≫ 「受入れ機関」

看護師・介護福祉士候補者あるいはEPA 看護師又はEPA 介護福祉士を受け入れている日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいいます。

≫ 「受入れ施設」

看護師・介護福祉士候補者あるいはEPA 看護師又はEPA 介護福祉士を就労させている施設をいいます。

≫ 「受入れ希望機関」

看護師・介護福祉士候補者あるいはEPA 看護師又はEPA 介護福祉士を受入れ施設へ受け入れることを希望する日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をい

います。

≫ 「受入れ予定機関」

JICWELS の紹介に基づき看護師・介護福祉士候補者との間で雇用契約を締結し、日本語等研修の修了後^{*}に、受入れ施設へ受け入れることを予定している日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私機関をいいます。

※インドネシア人及びフィリピン人候補者の日本語研修免除者の場合は、看護又は介護導入研修の修了後に、ベトナム人候補者の日本語研修免除者については、訪日後2～3か月間の日本語研修等の修了後。

≫ 「就労希望者」

受入れ施設での就労を希望するインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人をいいます。

≫ 「採用予定者」

JICWELS の紹介に基づき受入れ機関との間で雇用契約を締結し、日本語研修（日本語能力が十分と認められている場合は免除されます）と看護・介護導入研修の課程を修了した後に、雇用契約に明示された受入れ施設で就労する予定のインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人をいいます。

≫ 「送り出し調整機関」

EPA 又は交換公文に基づき、候補者となることを希望する者の応募など送り出しの事務を行う政府機関。具体的には、POEA（フィリピン海外雇用庁）、National Board（ナショナル・ボード：インドネシア海外労働者派遣・保護庁）、DOLAB（ドラブ：ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働局）のことをいいます。

≫ 「POEA（フィリピン海外雇用庁）」

フィリピンとの経済連携協定に規定されているフィリピン側の唯一の送り出し調整機関をいいます。

≫ 「National Board（ナショナル・ボード：インドネシア海外労働者派遣・保護庁）」

インドネシアとの経済連携協定に規定されているインドネシア側の唯一の送り出し調整機関をいいます。

≫ 「DOLAB（ドラブ：ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働局）」

交換公文に規定されているベトナム側の唯一の送り出し調整機関をいいます。

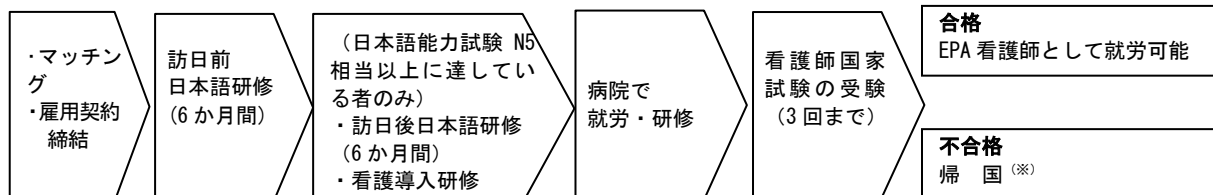
≫ 「日本語研修機関」

受入れ施設での就労開始前に、日本語研修を実施する機関をいいます。平成26年度入国ベトナム人候補者対象の日本語研修は、（株）アークアカデミーが実施します。平成26年度入国インドネシア人及びフィリピン人候補者対象の日本語研修の実施機関については、経済産業省又は外務省によって決定される予定です。

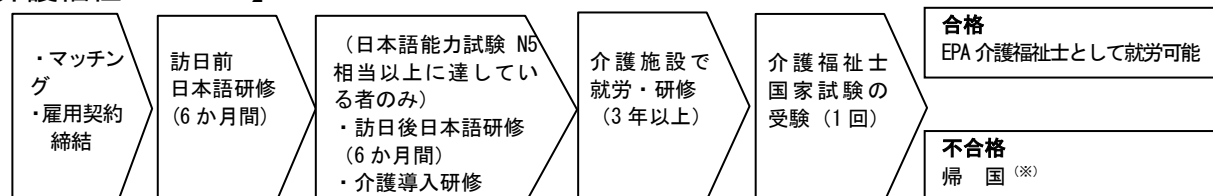
～ インドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れ ～

平成 26 年度のインドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れでは、マッチングが成立した看護師・介護福祉士候補者は、6 か月間の訪日前日本語研修を受講した後に、日本語能力試験 N5 相当以上の日本語能力を有する者のみが日本への入国を許可されます。来日後、さらに 6 か月間の訪日後日本語研修及び看護・介護導入研修を受講した後、雇用契約に明示された受入れ施設において看護師・介護福祉士候補者として、日本の看護師・介護福祉士の国家資格を取得するための就労・研修を行います。国家資格を取得した者については、引き続き日本国内で EPA 看護師・EPA 介護福祉士として就労することが認められます。

【看護師コース】



【介護福祉士コース】

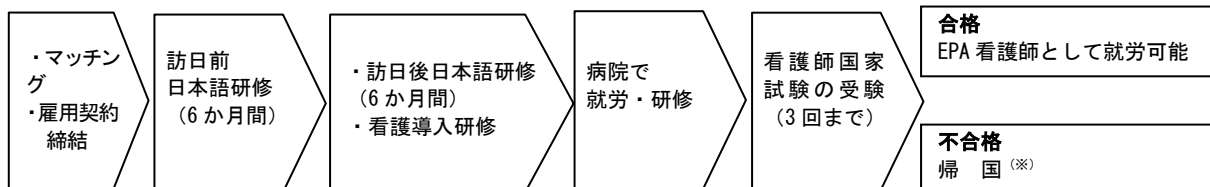


(※短期滞在で再度入国して受験が可能)

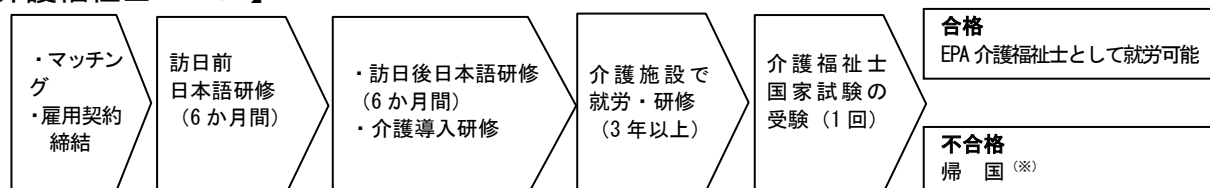
～ フィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れ ～

平成 26 年度のフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れでは、マッチングが成立した看護師・介護福祉士候補者は、6 か月間の訪日前日本語研修を受講した後に来日し、その後さらに 6 か月間の訪日後日本語研修及び看護・介護導入研修を受講した後、雇用契約に明示された受入れ施設において看護師・介護福祉士候補者として、日本の看護師・介護福祉士の国家資格を取得するための就労・研修を行います。国家資格を取得した者については、引き続き日本国内で EPA 看護師・EPA 介護福祉士として就労することが認められます。

【看護師コース】



【介護福祉士コース】

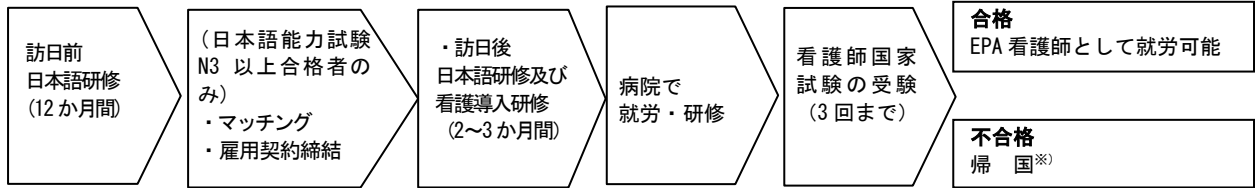


(※短期滞在で再度入国して受験が可能)

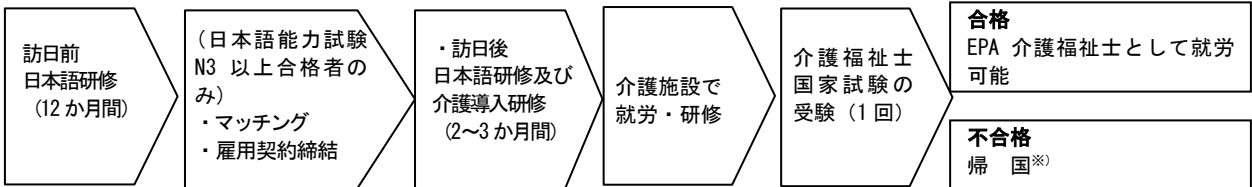
～ ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受入れ ～

平成 26 年度のベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受入れでは、12 か月間の訪日前日本語研修後に、日本語能力試験 N3 以上に合格している者を対象としてマッチングを行います。マッチングが成立した看護師・介護福祉士候補者は、来日後、2～3 か月間の訪日後日本語研修及び看護・介護導入研修を受講した後、雇用契約に明示された受入れ施設において看護師・介護福祉士候補者として、日本の看護師・介護福祉士の国家資格を取得するための就労・研修を行います。国家資格を取得した者については、引き続き日本国内で EPA 看護師・EPA 介護福祉士として就労することが認められます。

【看護師コース】



【介護福祉士コース】



(※短期滞在中で再度入国して受験が可能)

I. 経済連携協定等に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れ枠組みの概要

1. 受入れの枠組み

経済連携協定（EPA）の発効により、インドネシアについては平成 20 年度から、フィリピンについては平成 21 年度から、看護師や介護福祉士の国家資格取得を目指す候補者の受入れが開始しました。また、平成 26 年度からは新たに交換公文に基づくベトナムからの受入れも開始します。

この枠組みは、原則として外国人の就労が認められていない分野（看護補助分野・介護分野）において、一定の要件（母国の看護師資格など）を満たす外国人が、日本の国家資格の取得を目的とすることを条件として、一定の要件を満たす病院・介護施設（受入れ施設）において就労・研修することを特例的に認めるものです（滞在期間は看護 3 年、介護 4 年まで）。

看護師・介護福祉士の国家資格の取得後は、在留期間の更新回数に制限がなくなります（1 回の在留期間の上限は 3 年）。これは、候補者としての滞在期間中に国家資格を取得できずに帰国した者が、「短期滞在」等の在留資格で再度入国し、日本の国家試験に合格して看護師又は介護福祉士の国家資格を取得した場合も同様です。

2. 受入れの枠組みの趣旨

この受入れは経済連携協定全体の円滑な実施のために行うものであり、この受入れ枠組みにおいて、一人でも多くの看護師・介護福祉士候補者が看護師・介護福祉士の国家試験に合格し、その後、継続して日本に滞在することが期待されています。また、この受入れ枠組みは、単なる単純労働者を雇用するためのものではありません。国としては専門的・技術的分野の外国人労働者の就業を積極的に推進する一方、いわゆる単純労働者の受入れなど、外国人労働者の受入れ範囲の拡大は、国内労働力、特に若者、女性、高齢者等の雇用など、労働市場への影響を考慮する必要があります。また、医療・介護サービスの安全性の確保・質の向上には、日本の国家資格の取得は必要かつ重要なことです。

そのため、候補者が資格取得に必要な知識・技術の修得に精励するのはもちろん、受入れ機関（施設）は国家資格の取得を目標とした適切な研修を実施することが責務とされており、国としても受入れ機関（施設）での円滑な就労・研修を支援する各種取組みを進めております。

それぞれの機関（施設）の受入れの目的は、「将来の外国人受入れのテストケースとして」、「国際貢献・国際交流のため」、「職場活性化のため」など様々と思いますが、こうした受入れの枠組みの趣旨をご理解いただき、国家資格の取得前は受入れ施設において、国家資格の取得を目標とした国家試験対策、日本語学習等の適切な研修を実施することが何よりも重要です。

※ 本枠組みについては、以下各告示により定められております。各告示については、JICWELS ホームページ (<http://www.jicwels.or.jp/>) をご参照ください。

○厚生労働省告示

- ・「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 509 号）
- ・「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 312 号）
- ・「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成 24 年厚生労働省告示第 507 号）

○法務省告示

- ・「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成20年法務省告示第506号）
- ・「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成20年法務省告示第278号）
- ・「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した書簡の適用を受ける看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関するベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成24年法務省告示第411号）

3. 候補者の日本語能力の要件化

平成26年度入国のインドネシア人候補者においては、マッチング後の6か月間の訪日前日本語研修後に日本語能力がN5相当^(注)以上に達している者のみが入国します。入国後、さらに6か月間の訪日後日本語研修を受講し、就労・研修を開始します。

ベトナム人候補者においては、12か月間の訪日前日本語研修の受講者であって日本語能力試験のN3^(注)以上に合格した者のみがマッチングに参加します。マッチングした候補者は、入国後、さらに2～3か月間の訪日後研修を受講し、就労・研修を開始します。

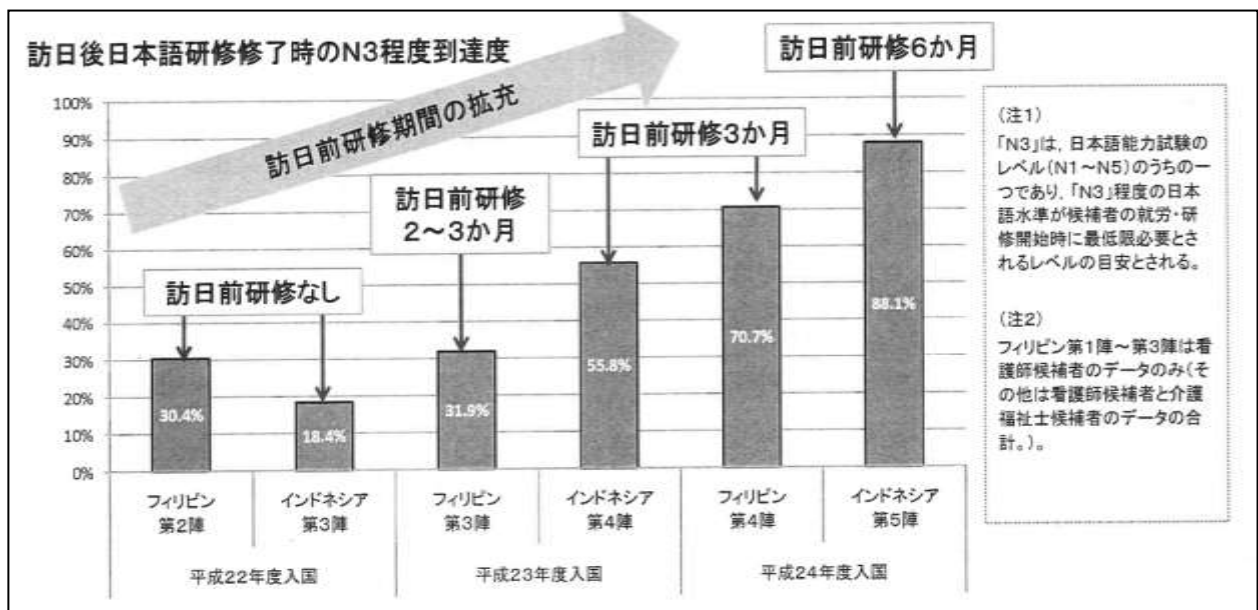
平成26年度入国候補者においては、インドネシア・フィリピン共に、訪日前日本語研修が6か月間実施されます。なお、訪日前日本語研修を6ヶ月間実施した平成24年度入国のインドネシア人候補者の約9割が、N3^(注)程度の日本語水準に達しました。（下記【参考】参照）

(注) 日本語能力試験における日本語能力N3、N5レベルの目安の概要

- ・「N3」は、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベルとされています。
- ・「N5」は、基本的な日本語をある程度理解することができるレベルとされています。

【参考1】訪日後日本語研修修了時のインドネシア人・フィリピン人候補者のN3程度到達度

(平成25年3月 外務省・経産省資料より)



【参考2】これまでの受入れ実績（平成25年6月時点）

		フィリピン	インドネシア
平成20年度	看護	—	104名（47施設）
	介護（就労）	—	104名（53施設）
	介護（就学）	—	—
平成21年度	看護	93名（45施設）	173名（83施設）
	介護（就労）	190名（92施設）	189名（85施設）
	介護（就学）	27名（6施設）	—
平成22年度	看護	46名（27施設）	39名（19施設）
	介護（就労）	72名（34施設）	77名（34施設）
	介護（就学）	10名（6施設）	—
平成23年度	看護	70名（36施設）	47名（22施設）
	介護（就労）	61名（33施設）	58名（29施設）
	介護（就学）	—	—
平成24年度	看護	28名（16施設）	29名（15施設）
	介護（就労）	73名（35施設）	72名（32施設）
	介護（就学）	—	—
平成25年度	看護	65名（31施設）（予定）	48名（22施設）（予定）
	介護（就労）	90名（38施設）（予定）	109名（42施設）（予定）
	介護（就学）	—	—
累計受入れ 人数（25年 度除く）	看護	237名	392名
	介護（就労）	396名	500名
	介護（就学）	37名	—

注：平成23年度以降、介護福祉士候補者の就学コースは、候補者の送り出しが行われておりません。

【参考3】入国年度別国家試験合格者数（平成24年度国家試験まで）

コース	入国年度	フィリピン	インドネシア	合計
看護	平成20年度	—	24	24
	平成21年度	15	38	53
	平成22年度	5	6	11
	平成23年度	5	3	8
	合計	25	71	96
介護	平成20年度	—	45	45
	平成21年度	41	75	116
	平成22年度	1	1	2
	平成23年度	1	0	1
	合計	43	121	164

注：平成22年度及び平成23年度の介護の合格者は、EPAに基づく介護福祉士候補者として入国する以前に、日本の介護施設での実務経験があった者です。

Ⅱ. 看護師コースの受入れ機関・候補者の要件等

1. 受入れに当たっての要件

看護師候補者の受入れに当たっては、以下の(1)～(7)の要件を満たしていなければなりません。

(1) 受入れ機関・施設の要件

看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であって、次の①～⑨の要件を満たすこと。

- ① 受入れ施設において、原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者（厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう）が配置されていること。
- ② 受入れ施設において、看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が4又はその端数が増すごとに1以上、療養病床においては、入院患者の数が6又はその端数が増すごとに1以上であること。
- ③ 受入れ施設において、看護職員の半数以上が看護師であること。
- ④ 受入れ施設において、看護の組織部門が明確に定められていること。
 - ・ 病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。
 - ・ 看護部門としての方針が明確であること。
 - ・ 看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。
 - ・ 看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が、(2)の①の看護研修計画に明記されていること。
- ⑤ 受入れ施設において、看護基準（各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをいう）が、使用しやすいように配慮し作成され、常時活用されていること及び看護手順（各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう）が作成され、評価され、かつ、見直されていること。
- ⑥ 受入れ施設において、看護に関する諸記録が適正に行われていること。
 - ・ 看護記録が正確に作成されていること。
 - ・ 各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。
 - ・ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。
- ⑦ 受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又EPA介護福祉士の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがないこと。また、過去3年間に、外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
- ⑧ 受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又EPA介護福祉士の受入れにおいて、受入れ機関に義務付けられた(5)の報告を拒否し、又は不当に遅延したことがないこと。
- ⑨ 受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又EPA介護福祉士の受入れにおいて、(6)の巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがないこと。

※ 受入れ施設が1年間に受け入れる候補者の数については、当面候補者のメンタルヘルスケア、研修の適正な実施体制の確保の観点から原則として1ヶ国につきそれぞれ2名以上5名以下とします。ただし、看護師候補者については平成25年度に受け入れる候補者がいる施設に限り、1名のみの受入れ希望を可とします。

(2) 研修の要件

病院における研修は、以下の①から⑤までの要件を満たしていなければなりません。

- ① 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。^(※)

※「看護研修計画」については、研修が効率的に行えるよう、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等に配慮し策定するとともに、看護師国家試験の受験に配慮した適切な研修内容として下さい。

- ② 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。^(※)

※「研修責任者」は看護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また「研修支援者」は看護師候補者に対する専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいいます。

※「研修支援者」は上記の支援の分野で複数名配置すること、あるいは支援の分野を兼ねて配置すること、さらには「研修責任者」がこれを兼ねることもできるものとします。

※「看護職員の半数以上が看護師であること。」としているところですが、この趣旨は「研修支援者」の不在時においても看護師候補者に適切な支援が行われることを確保する趣旨であり、「研修支援者」の不在時に「研修支援者」に相当する看護師が支援に当たることができる場合には、この要件を満たすものとして差し支えありません。

- ③ 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として3年以上の業務経験のある看護師とすること。
- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。
- ⑤ 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

(3) 雇用契約の要件

雇用契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬^(※)を受けることを内容とするものであること。

※「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」かどうかは、看護師候補者を受け入れる病院において、当該看護師候補者と同様の職務に従事する日本人看護助手と比較するものです。

(4) 看護師候補者用の宿泊施設を確保^(※)し、かつ、看護師候補者の帰国費用の確保等帰国担保措置を講じていること。

※ 候補者の宿泊施設の確保の仕方としては、職員寮のほか、賃貸住宅を手配しても構いません。また、家賃は、実費の範囲内で候補者に負担させることができますが、求人票（受入れ施設説明書）の敷金や礼金等の支払いも含めた本人の負担額記載欄に、その旨をご記入下さい。

(5) 報告

国際厚生事業団（JICWELS）を通じて、地方入国管理局や厚生労働省に対して、所要の定期報告と随時報告を行うこと（P25 や受入れの手引きを参照）。

(6) 巡回訪問への協力

JICWELS による巡回訪問について必要な協力を行うこと。

(7) JICWELS からの助言を踏まえた改善措置の実施

(5)の報告の内容や(6)の巡回訪問の結果を踏まえた、JICWELS による助言に従って必要な改善を行うこと。

2. 看護師候補者の要件

EPA 又は交換公文に基づき来日し看護師候補者として受入れ施設で就労するためには、次の要件を満たしている必要があります。

インドネシア人看護師候補者	フィリピン人看護師候補者	ベトナム人看護師候補者
インドネシアの法令に基づき資格を有する看護師であること。	フィリピンの法令に基づき資格を有する看護師であること。	3年制又は4年制の看護課程を修了し、ベトナムの法令に基づき資格を有する看護師であること。
少なくとも2年間看護師としての実務経験があること。	少なくとも3年間看護師としての実務経験があること。	少なくとも2年間看護師としての実務経験があること。
訪日前日本語研修受講後に日本語能力試験 N5 相当以上に達していること。		訪日前日本語研修受講後に日本語能力試験 N3 以上に合格していること。
JICWELS の紹介による受入れ機関との雇用契約を締結していること。		

3. 受入れ最大人数

平成 26 年度の看護師候補者の受入れは、インドネシア、フィリピン、ベトナムそれぞれ最大 200 人ずつとされています。

ベトナムについては、送り出し調整機関において就労希望者をすでに選考しており、看護師コースでは 25 名が訪日前日本語研修を受講中です。(平成 25 年 6 月現在)

Ⅲ. 介護福祉士コースの受入れ機関・候補者の要件等

1. 受入れに当たっての要件

介護福祉士候補者の受入れに当たっては、以下の (1) ~ (7) の要件を満たしていなければなりません。

(1) 受入れ機関・施設の要件

介護福祉士候補者の受入れ施設は、35 ページに掲げる介護施設(※ただし、1~5 の施設については定員が 30 名以上(指定介護療養型医療施設は介護保険の指定を受けた病床数が 30 床以上)であること。また、6~10 の施設については、1~5 の施設と同一の敷地内において一体的に運営されていること)であることとし、かつ、次の①~⑥の要件を満たしていなければなりません。

- ① 受入れ施設において、介護福祉士養成施設の実習施設と同等の体制が整備されていること。
- ② 受入れ施設において、介護職員の員数が、法令に基づく職員等の配置の基準(以下「配置基準」という)を満たすこと。(※)

※(イ)受入れ施設において就労を開始した日から 6 ヶ月を経過した介護福祉者候補者、又は(ロ)日本語能力試験において N1 又は M2 (平成 22 年 3 月 31 日までに実施された審査の場合は 1 級又は 2 級)に合格した介護福祉士候補者については、配置基準上、職員等として算定する取扱いとしています。また、上記(イ)、(ロ)を満たす介護福祉士候補者は、夜勤の最低基準においても職員等として算定する取扱いが認められますが、受入れ施設において、介護福祉士候補者を夜勤に配置するにあたっては、

- ・「介護福祉士候補者以外の介護職員を配置すること」又は「緊急時のために介護福祉士候補者以

外の介護職員等との連絡体制を整備すること」、

・また、候補者の学習時間への影響を考慮し、適切な範囲で夜勤を実施するよう配慮することとされています。

- ③ 受入れ施設において、常勤介護職員の4割以上が介護福祉士の資格を有する職員であること。
- ④ 受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定の枠組み等による看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又EPA介護福祉士の受入れについて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがないこと。また、過去3年間に、外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
- ⑤ 受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又はEPA介護福祉士の受入れについて、受入れ機関に義務付けられた(5)の報告を拒否し、又は不当に遅延したことがないこと。
- ⑥ 受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又はEPA介護福祉士の受入れについて、(6)の巡回訪問の際に求められた必要な協力を拒んだことがないこと。

※ 受入れ施設が1年間に受け入れる候補者の数については、当面候補者のメンタルヘルスケア、研修の適正な実施体制の確保の観点から原則として1ヶ国につきそれぞれ2名以上5名以下とします。ただし、介護福祉士候補者については平成24年度に受け入れた候補者が引き続き就労している施設、または平成25年度に受け入れる候補者がいる施設に限り、1名のみ受入れ希望を可とします。また、平成26年度に35ページに掲げる1～5のいずれかの介護施設で受入れを希望し、かつ、その施設と同一敷地内で一体的に運営されている巻末に掲げる6～10の施設でも受入れを希望した場合、両施設ともに、1名のみ受入れ希望を可とします。

(2) 研修の要件

介護施設における研修は、以下の①から④の条件を満たしていなければなりません。

- ① 研修内容は、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画^(※)が作成されていること。

※ 介護研修計画は、研修が効率的に行えるよう、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、地域の研修機会の活用等に配慮し策定するとともに、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な研修内容として下さい。

- ② 研修を統括する研修責任者、専門的な知識・技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。^(※)

※ 「研修責任者」は介護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また「研修支援者」は介護福祉士候補者に対する専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語研修の支援、生活支援等に当たる者をいいます。「研修支援者」は、上記の支援の分野毎で複数名配置すること、又は、支援の分野を兼ねて配置して下さい。また、「研修責任者」「研修支援者」を兼ねることもできます。

- ③ 研修責任者は、原則として、5年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。^(※)

※ なお、研修責任者には、介護福祉士実習指導者講習会を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者が含まれます。

- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

(3) 雇用契約の要件

雇用契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬^(※)を受けることを内容とするものでなければなりません。

※「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」かどうかは、介護福祉士候補者を受け入れる介護施設において、当該介護福祉士候補者と同様の職務に従事する日本人介護職員と比較するものです。

(4) 介護福祉士候補者用の宿泊施設を確保^(※)し、かつ、介護福祉士候補者の帰国費用の確保等帰国担保措置を講じていること。

※候補者の宿泊施設の確保の仕方としては、職員寮のほか、賃貸住宅を手配しても構いません。また、家賃は、実費の範囲内で候補者に負担させることができますが、求人票（受入れ施設説明書）の敷金や礼金等の支払いも含めた本人の負担額記載欄に、その旨をご記入下さい。

(5) 報告

国際厚生事業団（JICWELS）を通じて、地方入国管理局や厚生労働省に対して、所要の定期報告と随時報告を行うこと（P24 及び受入れの手引きを参照）。

(6) 巡回訪問への協力報告

JICWELS による巡回訪問について必要な協力を行うこと。

(7) 国際厚生事業団（JICWELS）からの助言を踏まえた改善措置の実施

(5)の報告の内容や(6)の巡回訪問の結果を踏まえた、JICWELS による助言に従って必要な改善を行うこと。

2. 介護福祉士候補者の要件

EPA 又は交換公文に基づき来日し、介護福祉士候補者として受入れ施設で就労するためには、次の要件を満たしている必要があります。

インドネシア人介護福祉士候補者	フィリピン人介護福祉士候補者	ベトナム人介護福祉士候補者
①から③までのいずれかに該当する者であること。 ①インドネシア国内にある看護学校の修了証書Ⅲ取得者 ②インドネシア国内にある大学の看護学部卒業生 ③インドネシア国内にある①・②以外の大学又は高等教育機関から修了証書Ⅲ以上の学位を取得し、かつ、インドネシア政府により介護士として認定された者	①又は②のいずれかに該当する者であること。 ①フィリピン国内にある看護学校卒業生 ②フィリピン国内にある高等教育機関から学位号を取得し、かつ、フィリピン政府により介護士として認定された者	ベトナム国内における3年制又は4年制の看護課程の修了者
訪日前日本語研修受講後に日本語能力試験 N5相当以上に達していること。		訪日前日本語研修受講後に日本語能力試験 N3 以上に合格していること。
JICWELS の紹介による受入れ機関との雇用契約を締結していること。		

3. 受入れ最大人数

平成 26 年度の介護福祉士候補者の受入れは、インドネシア、フィリピン、ベトナムそれぞれ最大 300 人ずつとされています。

ベトナムについては、送り出し調整機関において就労希望者をすでに選考しており、介護福祉士コースでは 125 名が訪日前日本語研修を受講中です。(平成 25 年 6 月現在)

IV. 就労希望者の採用選考

本枠組みにおける就労希望者の採用選考の流れを説明します。採用選考に当たっては、JICWELS が情報提供等の支援を行います。



1. 求人登録申請

候補者の受入れを希望する機関は、JICWELS に求人登録申請を行います。JICWELS ホームページ (<http://www.jicwels.or.jp>) 上でアカウントを取得の上作成し、印刷出力した求人登録申請に受入れ機関代表者印を捺印して JICWELS に郵送してください。

ベトナム人看護師・介護福祉士候補者受入れ希望機関については、求人数が現在の訪日前研修受講者数を大きく上回った場合、募集を締め切る場合がございます。

2. JICWELS による要件審査

JICWELS では、受入れ希望機関より提出された求人申請書類により、各受入れ希望機関が、受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件を満たしているかを審査します。求人申請書類は審査に合格したもののみが受理されます。要件を満たさないものは受理されません。求人数および求職者数の両方が年間の受

入れ最大人数を上回る場合、JICWELS が受入れ希望機関を選考します。審査に合格した機関が JICWELS に受入れ希望機関として登録されます。JICWELS に登録された受入れ希望機関以外は、本枠組みによる受入れ対象とはなりません。また提出書類は返却いたしません。

なお、求人登録後、受入れ希望機関（施設）と候補者双方の希望をもとにマッチングを行いますので、受入れ希望機関として JICWELS に登録された場合であっても、候補者を受け入れられない場合もありますので、ご注意ください。

JICWELS に登録された受入れ希望機関の求人情報は、英訳^(注)した上で、送り出し調整機関に提供し、送り出し調整機関から審査・選考した就労希望者に提供されます。この求人情報は、就労希望者によって閲覧され、就労希望先の受入れ希望施設を決定する際の判断材料の一つとして活用されます。

(注) JICWELS は、求職者へ情報提供するための求人書類の翻訳（求人票、受入れ施設説明書、看護（介護）研修計画書、研修実施体制説明書）を行う場合等、利用目的の達成に必要な範囲内において、円滑かつ効率的に職業紹介を行うため、個人情報を取り扱う業務の一部または全部を外部委託することがあります。

3. 送り出し調整機関による就労希望者の募集、審査、選考

就労希望者については、各国の送り出し調整機関が国内において募集し、応募のあった就労希望者について、審査・選考を行い、インドネシア・フィリピンにおいては、日本の求人数の 3 倍程度を目処に候補者リストを作成します。また、ベトナムにおいては既に送り出し調整機関が就労希望者の募集・選考を終えており、現在、ベトナム人就労希望者は、平成 24 年 11 月から 12 か月間の訪日前日本語研修を受講中です。

4. 現地面接・合同説明会

JICWELS は、受入れ希望機関に代わり、送り出し調整機関により審査・選考された各就労希望者に対し、送り出し国において現地面接を実施します。インドネシアにおいては適性検査および日本語クイズ、ベトナムにおいては適性検査も併せて実施します。これらの結果については、就労希望者の情報とともに、受入れ希望機関（施設）に提供します。

また、JICWELS は、就労希望者が同意した場合に面接をビデオに撮影します。面接ビデオは、就労希望者が提供を希望する受入れ機関（施設）に対して、求職者情報の一部として提供されます。また、現地面接では、JICWELS 職員が EPA の枠組みや日本の生活（気候・物価等）について候補者に直接説明します。面接の評価は、受入れ希望機関の採用選考に当たって参考となるよう、JICWELS が EPA の枠組みに対する候補者の理解度や動機を A から C までの 3 段階にランク付けして評価します。

JICWELS による現地面接・適性検査と並行して、JICWELS が手配した会場において、参加を希望した受入れ希望機関が就労希望者に対して、機関（施設）の概要や仕事内容等について直接説明する現地合同説明会を行います（参加は任意）。ただし、現地合同説明会の参加に必要な航空券、宿舎、通訳等は、受入れ希望機関で手配をいただきます。また、本説明会において、内定を出すことはできませんので、ご注意ください。現地合同説明会に参加できるのは、受入れ機関において採用・人事、研修等を担当する職員に限られ、あつせん事業者等の出席は認められませんのでご注意ください。

なお、ベトナム人候補者の現地面接・合同説明会は、日本語能力試験結果の前に実施します。マッチングに参加できる候補者は、日本語能力試験により N3 以上に合格した就労希望者のみですので、現地合同説明会で面談した候補者の中にはマッチングに参加できない候補者も生じる可能性があることを予めご了承ください。

5. 就労希望者情報の閲覧

送り出し調整機関から入手した就労希望者の情報は、JICWELS が和訳を行います。その後、就労希望者の情報については、面接等の結果とともに、それぞれ JICWELS に登録された各受入れ希望機関（施設）に提供します（就労希望者の連絡先、パスポート番号等の個人情報は提供されません）。

ただし、就労希望者の面接ビデオ及び学業成績証明書については、就労希望者が提供を希望する受入れ希望機関（施設）に対してのみ提供します。この求職者情報は、受入れ希望機関（施設）が、受入れを希望する就労希望者を決める際の判断材料の一つとして活用されます。

6. マッチング

就労希望者は、受入れ希望機関情報等を参考に、就労意向のある受入れ希望機関（施設）の順位を記入した就労意向表（第一次マッチングは最大第 10 位まで、第二次マッチングは最大第 20 位まで記入可能）を JICWELS に提出します。JICWELS は、就労意向表の集計を行い、就労希望者から就労の意向のある受入れ希望機関（施設）に対して、当該機関（施設）で就労する意向のある就労希望者の候補者番号と就労意向の度合いを通知します。

受入れ希望機関（施設）は、求職者情報、就労希望者の就労意向度合い等を参考に、受入れ意向のある就労希望者の順位を記入した受入れ意向表（第一次マッチングは最大第 10 位まで、第二次マッチングは最大第 20 位まで記入可能）を JICWELS に提供します。

JICWELS は、受入れ希望機関（施設）と就労希望者双方の意向情報をマッチングプログラムに入力し、プログラムから受入れ希望機関（施設）と就労希望者のマッチングの組合せを導き出します。

第一次マッチングで受入れ希望人数を満たさない受入れ希望機関（施設）及びマッチング不成立となった就労希望者は、第二次マッチングに進みます。マッチングの結果、必要に応じて受入れ希望機関（施設）に対して、できるだけ受入れ希望人数を満たせるよう、JICWELS において未マッチングの就労希望者の受入れ意思の照会業務を行うこともあります。

7. 採用内定

マッチングが成立した受入れ希望機関（施設）と就労希望者については、両者のマッチング結果への同意をもって、採用内定となり、雇用契約を締結します。

V. 雇用契約

受入れ希望機関は、採用が内定した就労希望者との間で、所定の日本語等研修修了を条件とする雇用契約を締結します。候補者は日本語等研修の修了後、この雇用契約に基づき受入れ施設において就労・研修を開始することとなります。

なお、インドネシア人及びフィリピン人候補者の日本語研修免除者は、日本へ入国後、JICWELS が行う看護・介護導入研修（10日間程度の予定）の修了後、受入れ施設での就労を開始します。ベトナム人候補者が日本語能力試験 N2 以上を取得している場合については、訪日前日本語研修は免除されますが、訪日後の2～3か月間の研修は受講する必要があります。

【雇用契約において定めるべき内容や条件】

- ① 候補者の労働契約の期間（3年間）^{（注）}、就業の場所、業務内容、基本給額、超過勤務手当額、労働時間、休暇・休日等の労働条件。
（注）介護福祉士コースの場合、労働契約の期間は、本契約は雇用主が契約を更新しない客観的に合理的と認められる理由がない、又は就労者が契約を更新しない意思を表明しない限り、3年間の期間満了後に、滞在期間の満了予定日（入国の4年後）まで更新されるものとします。
- ② 雇用主は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を支払うことや社会保険・労働保険を適用すること、試用期間は設けないこと。
- ③ 候補者が日本の法令を遵守することや在留管理等の目的で自らの個人情報に関係行政機関、受入れ調整機関その他の関連機関に提供されることに同意すること。
- ④ その他渡航費用・雇用契約終了後の帰国費用の負担、契約の終了事由、等。

雇用契約が JICWELS の紹介によって締結されていることが、採用予定者への査証の発給や入国及び滞在の許可の要件の一つになっています。

VI. 訪日前・後日本語研修等の各種研修

1. 日本語研修、看護・介護導入研修等（インドネシア及びフィリピン）

雇用契約を締結したインドネシア人及びフィリピン人採用予定者は、送り出し国にて実施される訪日前日本語研修や、入国後に日本語研修機関において実施される訪日後日本語研修（日本の生活習慣・職場適応研修含む）、看護・介護導入研修等を受講します。

(1) 訪日前日本語研修

インドネシア、フィリピンとも、マッチングが成立した採用予定者は来日前に6か月間の訪日前日本語研修を受講する予定です。

(2) 訪日後日本語等研修

①概要

訪日後は、日本語研修実施機関が、6か月間の日本語研修を実施します。平成26年度のカリキュラムは未定ですが、ご参考までに、平成25年度入国インドネシア人候補者向けの研修内容等は次のとおりです。

【参考】平成25年度入国インドネシア人候補者向けの研修内容

① 目的

本件事業は、日・インドネシア経済連携協定に基づき日本に受け入れるインドネシア人看護師・介護福祉士候補者に対し、6か月間の訪日後研修を実施する。

本件事業の実施目的は、昨年から開始された6か月間の訪日前日本語研修を受けたインドネシア人看護師・介護福祉士候補者が、訪日後の本件研修を通じ日本の病院・介護施設における就労・研修活動に円滑に従事できるよう日本語によるコミュニケーション能力、看護・介護に関する知識、更には、職場での心構え等を習得することにある。

② 内容

(a) 日本における研修

本年5月第3週に開始し、6か月間、オリエンテーション、一般日本語及び看護・介護専門日本語研修（675時間：既に6か月間の日本語基礎学習を行った候補者を前提とした研修）、日本社会・生活習慣の理解・適応研修（50時間）、職場への理解・適応研修（90時間）、研修成果を図るテスト（1か月に最低1回は実施）、閉講式、候補者の成績の病院・介護施設への報告等を行う。なお、候補者は本年4月第2週までインドネシアにおける訪日前研修に参加する。

(b) 研修生の来日支援

来日の決まった研修生に対する航空券の手配等、日本に来日するために必要な手続を行うとともに、来日直前にインドネシアでオリエンテーション等を実施した上で、指定された日時までに研修・滞在場所に引率する。

(c) 上記(a)及び(b)に付随する事業

※日本語研修免除者

一定の日本語能力を有するインドネシア人及びフィリピン人候補者は、訪日前及び訪日後の日本語研修の受講は必要なく、JICWELSが手配する研修会場において実施する看護・介護導入研修（10日間程度の予定）のみを受講し、受入れ施設での就労・研修を開始します。日本語研修免除者の要件は以下

の通りです。

- ・ 財団法人日本国際教育支援協会若しくは独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験N2（平成21年度までに実施された日本語能力試験においては、2級）以上取得者
又は
- ・ 法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関において12か月の日本語教育を受けた者

② 看護導入研修・介護導入研修、就労ガイダンス

採用予定者は、訪日後日本語研修中に看護・介護導入研修（10日間程度）を受講します。これは、看護・介護に関する最低限必要な知識・技能を修得することにより、施設内研修への円滑な移行を図るという観点から策定されたカリキュラムに基づき、JICWELS が厚生労働省からの委託を受け実施するものです。

看護導入研修は、日英・日インドネシア語対訳テキストを使用して、健康に関する指標・看護職をめぐる状況と看護の機能・社会保障の理念と基本的構造・医療保険・介護保険・その他の社会保険・社会福祉諸法の理念と施策・保健活動・医療機関と医療従事者・在宅看護・精神看護の導入部分に相当する基礎的な知識・技能を習得することを目的に実施します。

介護導入研修は、日英・日インドネシア語対訳テキストを使用して、介護の基本（介護とは・介護の基本原則・業務遂行の基本的態度・介護保険制度の概要とサービスの実際・介護を必要とする人の理解（認知症の介護、終末期の介護）・ICF と介護過程・介護福祉士の健康管理・コミュニケーション技術）及び生活支援技術（移動の介護・食事の介護・排泄の介護・衣服の着脱の介護・入浴&身体の清潔の介護）（講義・演習）の導入部分に相当する基礎的な知識・技能を習得することを目的に実施します。

看護・介護導入研修のテキストは、受入れ施設で就労を開始した後も、施設内研修等で活用いただけるようになっています。

このほか、就労ガイダンス（JICWELS への相談の方法、出入国管理制度、労働関係法令・社会保険の内容などに関する説明会）を実施します。

③ 受入れ施設担当者向け就労前説明会

訪日後の6か月間の日本語研修期間中、受入れ予定機関の方々を対象とした、JICWELS 主催の就労前説明会を開催し、採用予定者の受入れに関する留意事項等について説明します。（参加は任意。参加費は無料。交通費につきましては、受入れ予定機関においてご負担ください。）

④ 訪日後日本語研修終了後の受入れ予定機関による引率

訪日後の日本語研修終了時の閉講式（修了式）の際に、受入れ予定機関の受入れ担当者の方々には、日本語研修施設で候補者を出迎え、受入れ予定機関まで引率していただきます。

2. 日本語研修、看護・介護導入研修等（ベトナム）

雇用契約を締結したベトナム人採用予定者は、入国後に日本語研修機関において実施される2~3か月の訪日後研修（日本語研修、社会・文化・職場適応研修及び看護・介護導入研修等）を受講します。

(1) 訪日前の日本語研修

ベトナム人候補者は、送り出し国において12か月の日本語研修を受講します。平成26年度入国ベトナム人候補者が受講している訪日前日本語研修の内容は以下の通りです。

【ベトナム現地における研修内容】

12か月間程度、基礎・一般日本語研修（1500時間程度）、日本社会及び日本式看護・介護の理解促

進（300時間程度）を行い、研修中又は直後に、可能な限り多数が日本語能力試験N3以上に合格するとともに、日本の病院・介護施設で最低限必要な専門用語や心構えを習得できるように努める。

(2) 訪日後の2～3か月間の研修

① 概要

日本語能力試験N3以上に合格し、雇用契約を締結したベトナム人採用予定者は、訪日後に2～3か月間の訪日後研修を受講します。

平成26年度入国ベトナム人候補者が受講する2～3か月間の訪日後研修の内容は以下の通りです。

② 日本語研修

日本の社会・生活・職場適応のための研修及び看護・介護の専門用語研修（計300時間程度）を行い、日本の病院・介護施設で円滑に就労できるように万全を期す。

③ 看護導入研修・介護導入研修、就労ガイダンス

ベトナム人採用予定者は、2か月間の訪日後日本語研修後に看護・介護導入研修（10日間程度）を受講します。これは、看護・介護に関する最低限必要な知識・技能を修得することにより、施設内研修への円滑な移行を図るという観点から策定されたカリキュラムに基づき、JICWELSが厚生労働省からの委託を受け、実施するものです。

看護導入研修は、日ベトナム語対訳テキストを使用して、健康に関する指標・看護職をめぐる状況と看護の機能・社会保障の理念と基本的構造・医療保険・介護保険・その他の社会保険・社会福祉諸法の理念と施策・保健活動・医療機関と医療従事者・在宅看護・精神看護の導入部分に相当する基礎的な知識・技能を習得することを目的に実施します。

介護導入研修は、日ベトナム語対訳テキストを使用して、介護の基本（介護とは・介護の基本原則・業務遂行の基本的態度・介護保険制度の概要とサービスの実際・介護を必要とする人の理解（認知症の介護、終末期の介護）・ICFと介護過程・介護福祉士の健康管理・コミュニケーション技術）及び生活支援技術（移動の介護・食事の介護・排泄の介護・衣服の着脱の介護・入浴&身体の清潔の介護）（講義・演習）の導入部分に相当する基礎的な知識・技能を習得することを目的に実施します。

看護・介護導入研修のテキストは、受入れ施設で就労を開始した後も、施設内研修等で活用いただけるようになっております。

このほか、就労ガイダンス（JICWELSへの相談の方法、出入国管理制度、労働関係法令・社会保険の内容などに関する説明会）を実施します。

※ 訪日前日本語研修免除者

一定の日本語能力を有するベトナム人候補者は、12か月間の訪日前日本語研修の受講は必要なく、入国後の2～3か月間の訪日後研修のみを受講し、受入れ施設での就労・研修を開始します。12か月間の訪日前日本語研修免除者の要件は以下の通りです。

・財団法人日本国際教育支援協会若しくは独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験 N2（平成 21 年度までに実施された日本語能力試験においては、2 級）以上取得者

④ 受入れ施設担当者向け就労前説明会

2～3か月間の訪日後研修期間中、受入れ予定機関の方々を対象とした、JICWELS主催の就労前説明会を開催し、採用予定者の受入れに関する留意事項等について説明します。（参加は任意。参加費は無

料。交通費につきましては、受入れ予定機関においてご負担ください。)

⑤ 2～3 か月間の訪日後研修終了後の受入れ予定機関による引率

2～3か月間の訪日後研修終了時の閉講式（修了式）の際に、受入れ予定機関の受入れ担当者の方々には、日本語研修施設で候補者を出迎え、受入れ予定機関まで引率していただきます。

3. 施設内研修・就労

(1) 施設内研修

施設内研修とは、候補者が日本における看護師・介護福祉士の役割や機能を理解し、国家資格の取得に必要な知識及び技能、日本語能力を修得することをねらいとして、それぞれの受入れ施設で就労しながら、看護師・介護福祉士の監督の下、実施する研修です。

(2) 研修プログラム

受入れ施設は、候補者の研修を開始するに当たり、求人登録申請時に提出した「研修計画書」に基づき、一定期間における研修・学習の内容や到達目標を具体的に定めた「研修プログラム」を作成することが望ましいとされています。施設内研修は、その進捗状況を把握し、点検・評価を行いながら進め、必要に応じて「研修プログラム」の見直し等を行い、研修内容の改善に努めていただきます。

(3) 施設内研修の費用負担等

受入れ施設における研修・学習にかかる費用負担について、候補者への研修・学習支援を実施する際、施設職員による OJT 指導、研修支援者による国家試験に向けた自己学習の指導等、受入れ施設の設備や職員等を利用する場合の費用については、教材等の購入に係る費用も含め、原則として受入れ施設で負担してください。また、研修計画の一環として、外部の教育・研修機関等（例、通信教育、看護学校（養成所）での聴講、日本語学校への入学等）を利用する場合についても、費用の助成（一部助成も含む）や就学時間の確保等、受入れ施設が可能な範囲内で支援を行ってください。

受入れ施設における研修・学習においては、その方法にさまざまな選択肢がありますが、研修・学習費用の名目で過大な金銭的負担等を候補者に強いることのないよう留意してください。

これら研修・学習の費用負担は、候補者が就労希望機関・施設を選定するに当たって閲覧する、研修実施体制説明書に記載する欄がありますので、求人登録に当たって記載いただくことになります。

候補者の研修の実施状況は、受入れ施設の要件・雇用契約の要件の遵守状況とあわせて、受入れ機関から JICWELS へ定期的に報告が必要です。

なお、厚生労働省において、受入れ施設が行う候補者に対する学習支援のために、費用補助を行っていますのでご活用ください。（P33「平成 25 年度における支援（厚生労働省・JICWELS）」を参照）

(4) 看護師候補者が従事する業務

看護師候補者については、母国の看護師資格を有し、かつ一定の実務経験を有している者を病院で受入れ、当該病院で就労しながら研修を受け、最大 3 年間の滞在期間の間に看護師資格の取得を目指すものです。

看護師候補者が看護師資格を取得するまでの間は、看護業務に従事することはできませんが、受入れの趣旨に鑑み、病院において看護師候補者が従事する業務内容についてはできる限り配慮してください。具体的には受入れ病院の規模や特徴にもよりますが、できる限り看護師候補者の経験や意向も踏まえた上で、看護師資格の取得に資するような業務に従事させるとともに、当該候補者の日本語の習熟度に応じて、より単純なものから高度なものとなるよう、配慮をお願いします。

Ⅶ. 査証の発給・在留資格、在留管理・雇用管理

1. 査証の発給・在留資格

(1) 査証の発給

看護師・介護福祉士候補者が経済連携協定の枠組みのもとで、日本への査証を得て入国・滞在するためには、JICWELS のあっせんにより、受入れ機関と雇用契約を締結しており、送り出し国政府の指名により、日本国政府に対して口上書によって通報されていることが条件となります。

候補者の査証申請は、送り出し調整機関が一括して、それぞれ送り出し国の日本大使館へ申請します。査証の申請が行われると、日本政府においては以下の①から③の要件を満たしているかなどを確認の上、候補者に対して査証が発給されます。査証の審査には1か月程度を要します。

- ① 候補者と受入れ機関がそれぞれの要件を満たしていること。
- ② 要件を満たした受入れ機関と候補者との間で、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とする雇用契約を締結していること。
- ③ 受入れ機関と候補者との雇用契約の締結は JICWELS の紹介によって行われたものであること。

(2) 在留資格

候補者は、送り出し国の政府が発行した有効な旅券及び日本政府が発行した有効な査証等を所持して来日する際、旅券に在留資格、在留期間等の記載がある上陸許可を受けて入国することとなります。

候補者の我が国での入管法上の在留資格は、看護師・介護福祉士の国家資格を取得することを目的として、日本語研修機関における研修の履修活動、受入れ施設における施設内研修を通じて必要な知識・技術を修得する活動に対して、我が国への入国・一時的な滞在が認められる「特定活動」となり、我が国で雇用される機関、就労する施設、当該施設における活動の内容が法務大臣によって個々の候補者に対して指定されます。在留期間は次のとおりです。

	看護師コース（在留期間）	介護福祉士コース（在留期間）
資格取得前	1年間。ただし、2回を限度として更新可能。	1年間。ただし、3回を限度として更新可能。
資格取得後	3年間。ただし、最初の3年間以降は、過去の在留状況等により3年を超えない範囲で回数に制限なく更新可能。	

2. 在留管理・雇用管理

(1) 在留管理

看護師・介護福祉士候補者は、国家資格を取得することを目的として、日本語研修機関における研修の履修活動、受入れ施設における施設内研修を通じて必要な知識・技術を修得するため、我が国への入国・一時的な滞在が認められています。

資格取得前の在留期間は1年となっていますので、候補者の在留期限内に在留期間の更新手続を行うようにして下さい。

また、国家資格を取得したEPA看護師・EPA介護福祉士は、日本で行う活動が看護師・介護福祉士としての活動となることから、在留資格の変更の許可を受ける必要があります。また、指定書*で指定された施設以外には、就労させることはできません。資格取得前とは別の病院、介護施設で就労する場合は、新しい施設で就労することを内容とする雇用契約を締結した上で、在留資格の変更の申請に当たって雇用契約書等を提出して下さい。

※指定書とは、「特定活動」の在留資格で日本での在留が許可された外国人の日本での「就労場所」、「報酬を受ける為の許可された活動内容」が記された用紙で、通常上記外国人の旅券に添付されています。

【参考】国家資格取得前の受入れ機関・施設の変更

入管法令上、候補者が受入れ機関・施設を変更するためには「やむを得ない事情」が必要とされており（法務省告示第五の一の2及び二の2）、資格取得前の受入れ機関・施設の変更は原則として認められません。

(2) 在留管理制度及び在留カード

在留管理制度とは、日本に在留資格をもって中長期間在留する外国人を対象として、その在留状況を継続的に把握するための制度です。候補者及びEPA看護師、EPA介護福祉士は本制度の対象者であり、入国時に空港にて在留カードが交付されます（成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港の場合。その他の出入国港の場合は後日交付。）

在留カードには、顔写真の他、氏名、国籍、生年月日、性別、在留資格、在留期限及び在留許可の情報が記載されており、外国人が日本にて生活を行う上での身分証となります。

訪日後の日本語等研修を受講する候補者は、日本語等研修（日本語研修免除者は、看護・介護導入研修）の修了後、受入れ施設近くの新居住地に移った際、新居住地に移った日から14日以内に、在留カードを持参の上、市区町村の窓口にて必要手続を行う必要があります。受入れ施設におかれましては、窓口への引率等の対応をお願いします。

※日本の国籍を有しない者について適用を除外していた従来の住民基本台帳法（以下「住基法」といいます。）が改正され、中長期間在留する外国人についても住基法の適用対象に加えられることとなりました。この結果、日本人と同様に、中長期間在留する外国人についても住民票が作成され、転出・転入の際には最寄りの市区町村にて必要手続を行う必要があります。

(3) 雇用管理

日本国内で就労する限り、候補者・EPA看護師・EPA介護福祉士についても日本人と同様、適正な雇用・労働条件が確保されなければなりません。具体的には、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働関係法令や健康保険法、厚生年金保険法等の社会保険関係法令が日本人と同様に適用されます。

次には、外国人特有の義務や努力義務、日本人と同様法令上義務とされる主な事項、その他の留意事項を記載しました。

① 外国人雇用状況の届出等

雇用対策法により、すべての事業主には外国人労働者の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等を、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています。下記④の雇用保険の加入手続きと同時に行うことができます。届出書の「在留資格」の記入欄には、「特定活動（EPA）」とお書きください。詳しくは、下記のリーフレットの p.7~9 をお読みいただくか、所轄のハローワークにお尋ねください。

（リーフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ag3s-att/2r9852000002aga1.pdf>

② 外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職援助の努力義務

雇用対策法により、事業主には、外国人について、雇用管理の改善や再就職援助に関する努力義務が課されています。

なお、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成19年厚生労働省告示第276号）に事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容等が整理されています。

③ 労働条件・安全衛生

賃金、労働時間、退職、解雇等に関する労働条件や安全衛生については、日本人と同様、法令に適合した水準を確保しなければなりません。

④ 労働保険・社会保険の適用

労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険（年齢によっては介護保険）は、候補者・EPA 看護師・EPA 介護福祉士も対象となります。なお、これらの国の保険制度は強制適用ですので、必ず加入しなければなりません。

⑤ コミュニケーションに対する配慮

日本語研修免除者を除く候補者は、所要の日本語研修を受講しますが、就労開始直後は日本語能力などが十分でないために職場の同僚との意思疎通が円滑にいかず、トラブルが発生することも考えられます。普段から、日本人の同僚等と円滑なコミュニケーションが図られるよう十分に配慮するようにしましょう。

(4) JICWELS への各種報告

円滑かつ適正な受入れ、研修実施のため、厚生労働省告示や法務省告示に基づき、受入れ機関は JICWELS に対して次に掲げる報告が必要です。これらの報告は JICWELS から地方入国管理局や厚生労働省に提出いたします。提出様式など詳しくは「受入れの手引き」をご参照ください。

・ 定期報告（年1回）

同等報酬要件の遵守状況、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況

・ 随時報告（該当する事態が生じた場合）

死亡の報告、失踪の報告、不法就労活動の報告、雇用契約終了予定の報告、

国家試験受験結果の報告、帰国確認の報告、在留資格の変更報告（受入れ施設変更も含む）

Ⅷ. 受入れ機関による手数料等のお支払い

1. 国際厚生事業団（JICWELS）へのお支払い

種類		金額	支払い時期	主な経費の内容
求人申込手数料 ^(注1) (右記はいずれかの国についてのみ求人登録された場合)		初めて候補者を受け入れる機関: 31,500 円(税込) /受入れ機関当たり 候補者を受け入れたことのある機関 ^(注2) : 21,000 円(税込) /受入れ機関当たり (※ 割引詳細は下記参照)	要件審査 通過後	<ul style="list-style-type: none"> ・求人申請書の審査 ・求人、求職情報の翻訳・提供 ・web 求人申込システム管理費、等
あっせん手数料 ^(注3)		138,000 円(税込) /1 名当たり	マッチング 成立時	<ul style="list-style-type: none"> ・現地面接・合同説明会経費 ・求職書類翻訳 ・マッチングシステム管理費 ・雇用契約の締結支援経費 ・送り出し調整機関との連絡・調整に必要な経費、等
滞在管理費	国家資格 取得前の 場合	21,000 円(税込) /1 名、1年間当たり	初年度は 就労開始年 の年度当初、 翌年度以降 は年度当初	<ul style="list-style-type: none"> ・地方入国管理局への所定報告の取次ぎ事務 ・滞在者情報のとりまとめと国への報告 ・受入れ機関・本人からの在留管理に関する相談への対応 ・在留期間更新許可申請の手続き案内 ・日本語研修中に帰国する場合の帰国費用 ・メールマガジン等による情報提供 ・データベースシステム管理費、等^(注4)
	国家資格 取得後の 場合	10,500 円(税込) /1 名、1年間当たり	年度当初	<ul style="list-style-type: none"> ・地方入国管理局への所定報告の取次ぎ事務 ・滞在者情報のとりまとめと国への報告 ・受入れ機関・本人からの在留管理に関する相談への対応 ・在留期間更新許可申請の手続き案内 ・メールマガジン等による情報提供 ・データベースシステム管理費、等^(注4)

(注1) 求人申込手数料は、「看護師候補者コース」、「介護福祉士候補者コース」の区分それぞれのコースについてお支払いいただきます。

(注2) 過去にマッチングせず候補者は受け入れなかったが、求人登録申請し審査を通過したことのある機関を含みます。

(注3) マッチングが成立した候補者が、専ら候補者の事由により、就労開始に至らなかった場合はあっせん手数料の半額を返還いたします。

(注4) 国から交付を受けるものや職業紹介関係の手数を充てるものを除きます。

(求人申込手数料の割引)

		通常の手数料額	割引後の手数料額
同一コースにおいて、比・尼・越 いずれか1か国に求人登録した場合	新規登録機関の場合	31,500 円	割引なし
	既登録機関の場合	31,500 円	21,000 円
同一コースにおいて、比・尼・越 いずれか2か国に求人登録した場合	新規登録機関の場合	63,000 円	47,250 円
	既登録機関の場合	42,000 円	31,500 円
同一コースにおいて、比・尼・越 3か国に求人登録した場合	新規登録機関の場合	94,500 円	70,875 円
	既登録機関の場合	63,000 円	47,250 円

なお、求人申込手数料は同一コースに求人申請登録をした場合のみ割引が適用されます。

2. 送り出し調整機関へのお支払い^(注5)

種類	金額	支払い時期	経費の内容
(フィリピン) POEA への手数料	450 米ドル相当 ／1 名当たり	マッチング成立時	・ POEA の事務処理経費 ・ 就労者福祉基金への拠出
(インドネシア) National Board への手数料	332 万 5 千ルピア相当 ／1 名当たり (予定)	マッチング成立時	・ National Board の事務処理経費 332 万 5 千ルピア=約 3.4 万円 (平成 25 年 4 月時点 の換算レートによる)
(ベトナム) DOLAB への手数料	450 米ドル相当 ／1 名当たり	マッチング成立時	・ DOLAB の事務処理経費

(注5) 送り出し調整機関への支払いは JICWELS にお支払いいただき、JICWELS から送り出し調整機関へお支払いいたします。

3. 日本語研修及び看護・介護導入研修に関するお支払い

- ・ 日本語研修及び看護・介護導入研修の一部負担金として、360,000 円／1 名当たり^(注6) ^(注7)

(注6) インドネシア人及びフィリピン人日本語研修免除者（日本語能力試験 N2（旧 2 級）程度の能力を有する者）を受け入れる場合は、この費用の支払いはありませんが、その候補者の来日渡航費、看護・介護導入研修中の宿舍（JICWELS が手配）の宿泊料等の実費を JICWELS にお支払いいただきます。 フィリピン人候補者は約 25 万円／1 名当たり、インドネシア人候補者は約 27 万円／1 名当たりの見込みです。

(注7) ベトナム人看護師・介護福祉士を受け入れる場合は、36 万円のうち、日本語研修実施機関に 26 万円を、看護・介護導入研修実施機関（JICWELS）に 10 万円をそれぞれお支払いいただきます。

受入れの流れ	説明	提出書類とお支払い等
<p>3 採用選考</p> <p>(1) 就労希望者の募集、 審査・選考</p> <p>(2) 現地面接、 現地合同説明会の実施</p> <p>(3) 求人情報の提供</p> <p>(4) 求職情報の提供</p> <p>(5) マッチングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労希望者について、送り出し調整機関が国内での募集を行い、審査・選考します。 ・ ベトナムにおいては、既に送り出し調整機関が就労希望者の募集・選考を終えており、現在、ベトナム人就労希望者は、12か月間の訪日前日本語研修を受講中です。 ・ JICWELSは、送り出し国において、送り出し調整機関が選考した就労希望者に適性検査(フィリピンを除く)と面接を実施します。 このとき、JICWELSは、就労希望者に受入れの枠組みに関する説明会を実施しますが、同時に、受入れ希望機関が、就労希望者に対して説明を行う機会も設けます。現地での説明を希望する受入れ希望機関は、JICWELSホームページ上で参加登録をあらかじめ行ってください(参加は任意です)。なお、現地合同説明会に参加する場合の旅行手配等は、受入れ希望機関側で行っていただきます。 ・ ベトナム人候補者の現地面接・合同説明会は、日本語能力試験結果発表の前に実施します。マッチングに参加できる候補者は、日本語能力試験によりN3以上に合格した就労希望者のみですので、現地合同説明会で面談した候補者の中にはマッチングに参加できない候補者も生じる可能性があることを予めご了承ください。 ・ 登録された受入れ希望機関の求人情報はJICWELSが英訳を行い、送り出し調整機関を通して就労希望者に提供されます。就労希望者は求人情報を見て、就労希望先の受入れ機関(施設)の選択を行います。 ・ 就労希望者の求職情報は、送り出し調整機関からJICWELSに提供されます。JICWELSは候補者の求職情報を和訳して受入れ希望機関(施設)に提供します。受入れ希望機関(施設)では、この求職情報を基に、採用する就労希望者の選択を行います。 ・ 就労希望者は、求人情報等を基に、就労する意向のある受入れ機関(施設)を選定します。JICWELSは就労希望者の意向を集計し、受入れ希望機関(施設)に、情報提供します。受入れ希望機関(施設)は(4)の求職情報、就労希望者の就労意向等を基に、採用する意向のある就労希望者の選定を行います。JICWELSは、受入れ希望機関(施設)と就労希望者双方の意向順位をマッチングプログラムに入力し、受入れ希望機関(施設)と就労希望者の最適なマッチングの組合せを導き出します。マッチング成立後、両者のマッチング結果同意をもって、採用内定となります。 	<p>【様式9-1】 第一次受入れ意向表</p> <p>【様式9-2】 第二次受入れ意向表</p> <p>【様式9-3】 マッチング結果同意書</p>

受入れの流れ	説明	提出書類とお支払い等
4 雇用契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> 採用者内定後、受入れ希望機関で雇用契約書を作成の上、署名を行っていただきます。雇用契約書には、候補者に対し、日本人と同等以上の報酬を支払うこと等を明記していただきます。 JICWELSは採用内定者との間の雇用契約締結事務の支援を行います。その際、あっせん手数料、送り出し調整機関の事務処理経費等の支払いが必要です。なお、この雇用契約は、候補者に対する協定上の入国要件であり、かつJICWELSの紹介によって締結されたものでなければ、認められない仕組みになっています。 また、地方入国管理局への取次ぎ事務、受入れ機関・本人からの在留管理に関する相談への対応、滞在者情報のとりまとめと国への報告、日本語研修中に帰国する場合の帰国費用等をJICWELSが行うため、滞在管理費の支払いが必要です。 	<p>【様式10-1】、【様式10-2】雇用契約書</p> <p>(あっせん手数料) 138,000円(税込)/採用予定者1人当たり</p> <p>(POEAへの手数料) 450ドル相当/1人当たり</p> <p>(National Board への手数料) 332万5千ルピア(予定) = 約3.4万円 (平成25年4月時点の換算レートによる)</p> <p>(DOLABへの手数料) 450ドル相当/1人当たり</p> <p>(滞在管理費) 21,000円(税込)/年間1人当たり(初年度)</p>
5 訪日前日本語研修	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア・フィリピンにおいては3の「採用選考」の(5)の「マッチングの実施」で、両者のマッチング結果への同意がなされてから、6か月間の訪日前日本語研修を開始します。 ベトナムにおいては、日本側での受入れ希望機関の募集の前に、3の「採用選考」の「(1)就労希望者の募集、審査・選考」を実施し、就労希望者に対して12か月間の訪日前日本語研修が実施されます。 	
6 出国前オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> 採用予定者は、訪日前日本語研修の終了後に、送り出し国にて送り出し調整機関による出国前オリエンテーションを受講します。出国前オリエンテーションでは、送り出し国政府のほか、JICWELSが就労・研修での留意点について候補者に直接説明します。 	
7 訪日後の日本語研修・看護・介護導入研修	<ul style="list-style-type: none"> 研修に要する費用の一部を受入れ機関に負担していただきます。 看護・介護導入研修は、訪日後日本語研修期間中にJICWELSが実施します。 インドネシア人及びフィリピン人日本語研修免除者は、JICWELSにおいて実施する看護・介護導入研修(10日間程度の予定)を受講します。 ベトナム人候補者は、2か月間の訪日後日本語研修終了後に看護・介護導入研修を受講します。 	<p>(日本語研修及び看護・介護導入研修の一部負担金) (36万円)</p> <p>※インドネシア人・フィリピン人日本語研修免除者の渡航費、看護・介護導入研修中の宿泊実費等は受入れ機関のご負担となります。</p> <p>(フィリピン人候補者の場合、実費約25万円、インドネシア人候補者の場合、実費約27万円)</p>

受入れの流れ	説明	提出書類とお支払い等	
<p>8 受入れ施設における研修・就労の開始 (1) 研修・就労の実施</p> <p>(2) 在留管理</p> <p>(3) 雇用管理</p>	<p>・採用予定者は7の研修修了後、雇用契約書に定められている受入れ施設に看護師・介護福祉士候補者として配属され、受入れ施設において、就労しながら看護師・介護福祉士の監督の下で看護師・介護福祉士国家資格取得に向けての研修を進めます。</p> <p>・研修は、各受入れ施設において、看護師・介護福祉士国家資格取得に必要な知識・技能を修得できるよう、看護研修計画・介護研修計画に基づき行います。</p> <p>・受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び雇用契約の要件の遵守状況をJICWELSへ報告（定期報告）していただきます。</p> <p>・候補者は、特定の活動にのみ従事できる在留資格で、我が国への入国・滞在が認められています。候補者の在留管理は、法務省告示により運用されることとなります。</p> <p>・上記(1)の定期報告のほか、候補者の死亡や失踪や雇用契約の終了、国家試験の合否結果等は、受入れ機関が、該当する事態が生じたら随時、速やかに、JICWELSへ報告する必要があります。</p> <p>・日本国内で就労する限り、候補者に対しても労働基準法等の労働関連法令が適用され、日本人と同様に法令の規定を遵守する必要があります。「受入れの手引き」を参考に候補者の雇用管理を適正に行っていただきます。</p>	<p><看護師コース> ○定期報告様式（厚生労働省通知様式） 【様式第1-1】受入れ施設の要件遵守状況の報告（病院） 【様式1-1別紙】看護基準等変更報告 【様式第2-1】研修の実施状況の報告（病院） 【様式第2-1・2-2別紙1】研修評価表（研修責任者記載） 【様式第2-1・2-2別紙2】研修評価表（研修生記載） 【様式第3】雇用契約の要件（同等報酬要件）遵守状況の報告 【様式第3別紙】看護師候補者・介護福祉士候補者・看護師・介護福祉士に対する同等報酬について</p> <p>（滞在管理費） 21,000円（税込）/年間1人当たり ※資格取得後は、10,500円（税込）/年間1人当たり</p>	<p><介護福祉士コース> ○定期報告様式（厚生労働省通知様式） 【様式第1-2】受入れ施設の要件遵守状況の報告（介護施設） 【様式第2-2】研修の実施状況の報告（介護施設） 【様式第2-1・2-2別紙1】研修評価表（研修責任者記載） 【様式第2-1・2-2別紙2】研修評価表（研修生記載） 【様式第3】雇用契約の要件（同等報酬要件）遵守状況の報告 【様式第3別紙】看護師候補者・介護福祉士候補者・看護師・介護福祉士に対する同等報酬について</p> <p>（滞在管理費） 21,000円（税込）/年間1人当たり ※資格取得後は、10,500円（税込）/年間1人当たり</p>
	<p>○随時報告様式（厚生労働省通知別記2様式） <看護師、介護福祉士コース共通> 【様式第4】在留資格変更報告書 【様式第5-1】死亡報告書 【様式第5-2】失踪報告書 【様式第5-3】不法就労活動報告書 【様式第6-1】雇用契約終了報告書 【様式第8】帰国確認報告書 ほか</p> <p><看護師コース> 【様式第7-1】看護師国家試験合否結果報告書</p> <p><介護福祉士コース> 【様式第8-2】介護福祉士国家試験合否結果報告書</p>		

X. 本受入れ枠組みにおける JICWELS の主な業務

本枠組みによる看護師（候補者）、介護福祉士（候補者）の受入れは、国家間で合意した公的な枠組みに沿って実施されるものです。JICWELS は経済連携協定に基づき本枠組みにおける日本側の唯一の受入れ調整機関として、看護師候補者等の円滑かつ適正な受入れを図ることを基本として、次の業務を行ってまいります。

1. 受入れ希望機関の募集、要件審査等

看護師・介護福祉士候補者の受入れ機関には、国家資格取得に向けての研修が受入れ施設の責任において適切に実施されるよう、また候補者との間で締結する雇用契約においても日本人と同等の処遇が確保されるよう、一定の要件が設けられています。JICWELS では受入れ希望機関の募集を行い、応募のあった受入れ希望機関から提出された求人書類について、これらの受入れ機関の要件を満たしているかなどの審査等を行います。

2. 受入れ希望機関と就労希望者との間の雇用関係の成立のあっせん

就労希望者のあっせんは、職業安定法上の職業紹介に該当し、これを行うためには国の職業紹介事業の許可を受けていなければなりません。JICWELS はこの看護師・介護福祉士候補者の就労あっせんを行う有料職業紹介事業者としての許可を厚生労働大臣から受けています。JICWELS が我が国における候補者の就労のあっせん業務を一元的に担ってまいります。JICWELS は、求人者・求職者の最適な組合せが成立するように、送り出し国政府の送り出し調整機関と連携しながら、受入れ希望機関と候補者の双方に就業に関する情報を提供し、マッチングの実施、雇用契約の締結の支援といった業務に当たってまいります。

こうした業務を行うことができるのは、JICWELS のみとされており、JICWELS 以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者があっせんを行うことはできませんのでご注意ください。

3. 看護導入研修・介護導入研修の実施

看護師・介護福祉士候補者は、日本語研修修了後、受入れ施設において国家試験受験に向けての研修に従事しますが、候補者が就労を開始する前までに、看護・介護に関する基礎的な知識・技能や日本での就労に関する基礎的な知識を一定程度修得しておくことは、施設での就労・研修への円滑な移行を図る上で重要です。

このため、JICWELS では、候補者が受入れ施設で就労する前の看護・介護分野の基礎研修として、訪日後研修期間中に看護・介護導入研修を実施いたします。また、日本での就労に関するガイダンスとして、就労ガイダンスを実施いたします。

インドネシア人及びフィリピン人の日本語研修免除者は、日本に入国後、JICWELS が実施する看護・介護導入研修（10日間程度の予定）及び就労ガイダンスの修了後、受入れ施設での就労を開始します。

ベトナム人訪日前日本語研修免除者は、日本に入国後、2～3か月間の訪日後日本語研修中に看護・介護導入研修（10日間程度の予定）及び就労ガイダンスを修了後、受入れ施設での就労を開始します。

4. 受入れ機関からの各種報告の受理等

法務省告示や厚労省告示を受けて、JICWELS では受入れ機関から、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況、雇用契約の要件の遵守状況に関する報告を定期的を受け、その内容を確認します。また、候補者の失踪や不法就労活動などについても随時、受入れ機関から報告していただく必要があ

ります。JICWELS はこれらの報告を地方入国管理局や厚生労働大臣に提出します。

5. 受入れ施設・候補者に対する支援

JICWELS では、厚生労働省からの交付金により、受入れ施設及び候補者に対して次のような支援を行っております。

(1) 相談窓口

JICWELS においては相談支援体制を整備し、施設内研修や雇用管理などに関する受入れ施設や候補者からの疑問や相談などを直接、電話等で受け付け、助言を行う等の対応に当たっております。以下の連絡先及び相談時間において受け付けております。

なお、「ベトナム人候補者相談窓口」については、今後設定予定です。

○ JICWELS フィリピン人候補者相談窓口（英語対応可）

連絡先：TEL： 03-6206-1142（直通） FAX：03-6206-1165

Email：sodan@jicwels.or.jp

受付日時：毎週月曜日、木曜日（週2日）（祝・祭日を除く）

午前 11:00 ～ 13:30 午後 14:15 ～ 18:00

○ JICWELS インドネシア人候補者相談窓口（インドネシア語対応可）

連絡先：TEL： 03-6206-1149（直通） FAX：03-6206-1165

Email：sodan@jicwels.or.jp

受付日時：毎週月曜日、木曜日（週2日）（祝・祭日を除く）

午前 11:00 ～ 13:30 午後 14:15 ～ 18:00

(2) 巡回訪問

JICWELS では、少なくとも年1回、資格取得者の受入れ施設も含むすべての受入れ施設に対して巡回訪問を行います。巡回訪問においては、厚生労働省告示等に定められている受入れにあたって満たすべき要件（受入れ施設の要件、研修の要件、雇用契約の要件）の遵守状況に加えて、候補者の就労状況や研修の進捗状況について、受入れ責任者、研修責任者、候補者からのヒアリング等により確認いたします。また、研修専門家による施設内研修等に関する相談・助言も行います。

(3) 受入れ施設・候補者に対する学習支援

JICWELS は、候補者の国家資格取得に向け、受入れ施設及び候補者に対する研修支援を行います。平成25年度における受入れ施設及び候補者への支援の詳細については、次ページの「平成25年度における支援」をご参照ください。

なお、平成26年度受入れのベトナム人候補者及びその受入れ実施に対しても同様な支援が行われる予定です。

～ 平成 25 年度における支援（厚生労働省・JICWELS）～

※太字は JICWELS が実施している支援

(1) 全ての受入れ施設・候補者に対する支援

- ① **看護・介護導入研修、就労ガイダンス**
- ② **相談窓口**
- ③ **巡回訪問**
- ④ **過去の国家試験問題の翻訳（英語・インドネシア語）**
- ⑤ **メールマガジンの発行**

(2) 看護師候補者受入れ施設に対する支援

- ① **受入れ施設研修担当者会議**
 - 受入れ施設の研修担当者を集め、受入れの好事例の発表や、受入れ施設同士の情報共有の場を提供
- ② 受入れ施設における研修指導に対する支援
 - 受入れ施設の研修支援体制の充実を図るため、研修指導者経費、物件費等を支援（1施設あたり年間 461 千円以内）
- ③ 受入れ施設における日本語学習に対する支援
 - 就労上必要な日本語能力を高めるため、日本語学校等での就学又は講師の派遣による研修の実施に係る経費を支援（候補者 1 人当たり年間 117 千円以内）
- ④ **国家試験受験に向けた日本語能力・看護専門知識に関する学習支援**
 - 看護師国家試験対策講座のインターネット配信（オンデマンド講座、特別講座、直前期対策講座、音声講座）
 - エラーニングでの過去問等の反復学習支援
 - 受験対策のための集合研修（模擬試験含む）の実施
 - スカイプの活用や学習専門家派遣による個別学習相談・指導
 - 専門日本語学習教材の開発・配布
 - 看護師の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模試の実施等）

(3) 介護福祉士候補者受入れ施設に対する支援

- ① **受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示**
- ② **受入れ施設研修担当者会議**
 - 受入れ施設の研修担当者を集め、受入れの好事例の発表や、受入れ施設同士の情報共有の場を提供
- ③ 受入れ施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境の整備等の費用について補助
 - 1) 候補者の学習支援
 - 日本語講師等の受入れ施設への派遣等、日本語学校への通学、模試や介護技術講習会への参加、学習支援に必要な備品購入費用（候補者 1 人当たり年間 235 千円以内）
 - 2) 受入れ施設の研修担当者への手当（1施設当たり年間 8 万円以内）
- ④ **日本語及び介護分野の専門知識等の習得に関する支援**
 - 就労年数別の集合研修（模擬試験含む）の実施
 - ・ 就労 1 年目の候補者：日本語習得のための研修
 - ・ 就労 2 年目の候補者：介護福祉士国家試験受験対策に必要な専門知識習得のための研修

- ・ 就労 3 年目の候補者：国家試験受験対策のための研修
- 就労 2 年目及び 3 年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導の実施
- 介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模試の実施等）
- ⑤ 専門日本語学習教材の配布
- ⑥ 就労 1 年目及び 2 年目の候補者対象 定期的な漢字テストの実施

※ なお、平成 26 年度受入れのベトナム人候補者及びその受入れ実施に対しても同様な支援が行われる予定です。

～ 介護福祉士候補者受入れ機関の施設要件 ～

1. 児童福祉法に規定する障害児入所施設
2. 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
3. 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
4. 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設
5. 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム
6. 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設
7. 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設
8. 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する認知症対応型通所介護若しくは認知症対応型共同生活介護又は同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）
9. 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター
10. その他 6～9 までに類する通所サービスを提供する施設

ただし、1～5 の施設については定員が 30 名以上（指定介護療養型医療施設は介護保険の指定を受けた病床数が 30 床以上）であること。また、6～10 の施設については、1～5 の施設と同一の敷地内において一体的に運営されていること。

<お問い合わせ先>

詳しくは、公益社団法人 国際厚生事業団（JICWELS）までお気軽にお問い合わせください。
また、当事業団のホームページでも情報を公開しています。



<公益社団法人 国際厚生事業団（JICWELS）>

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 2-3-20 虎ノ門 YHK ビル 4F

TEL : 03-6206-1138 FAX : 03-6206-1165

URL:<http://www.jicwels.or.jp>

<アクセス>

東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 徒歩 4分